

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月25日から同年10月1日まで

私は、平成3年にB社に入社し、5年5月、同社が有限会社から株式会社へ変わったが、継続して勤務していた。しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、同僚の供述、申立人が提出した平成5年分給与所得の源泉徴収票等により、申立人は申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社は、平成5年5月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり(商業登記簿謄本によると、5年5月24日に解散)、A社は、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は両事業所とも適用事業所ではないが、商業登記簿謄本によれば、A社は昭和59年6月22日に設立され、平成5年5月24日にC社からA社に商号変更の登記がされていることが確認できること、及び同社の新規適用日である同年10月1日に被保険者資格を取得している19人(申立人を含む)全員がB社の全喪日である同年5月25日に同社の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、A社は、申立期間において被保険者となり得る従業員を雇用しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たし

ていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成5年分給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間においてA社が適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月25日から同年10月1日まで

私は、昭和61年にB社に入社し、平成5年5月、同社が有限会社から株式会社が変わったが、継続して勤務していた。しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の商業登記簿謄本によると、平成5年5月24日から同社の取締役役に就任している上、申立人と同様に同年5月25日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社で被保険者資格を取得している複数の同僚の供述から、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、当時の同僚のうちの一人が提出したA社が発行した平成5年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間において当該同僚は、B社における申立期間直前の標準報酬月額に見合う保険料額が給与から控除されていたと推認できることから、当該同僚と同様に申立人の給与からも厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によると、B社は、平成5年5月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり(商業登記簿謄本によると、5年5月24日に解散)、A社は、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は両事業所とも適用事業所ではないが、商業登記簿謄本によれば、A

社は昭和 59 年 6 月 22 日に設立され、平成 5 年 5 月 24 日に C 社から A 社に商号変更の登記がされていることが確認できること、及び同社の新規適用日である同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得している 19 人（申立人を含む。）全員が B 社の全喪日である同年 5 月 25 日に同社の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、A 社は、申立期間において被保険者となり得る従業員を雇用しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立人は、申立期間当時、A 社の取締役であったが、申立人は、「私は、D 部長であったが、D 部は社会保険事務等の経理には関与していなかった。」としており、当時の経理担当取締役も、「申立人は、社会保険の業務には携わっておらず、社会保険の業務は事業主が直接、事務員に指示して行っていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間において、同社の社会保険事務に関与していなかったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の B 社における平成 5 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において A 社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和31年12月にA社に入社し、同社の営業所等を異動しながら平成5年6月まで継続して勤務した。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された労働者名簿、雇用保険の加入記録及びD企業年金基金の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年8月の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録において資格喪失日とされている昭和34年9月21日は、事業主から提出されたE公共職業安定所作成の「失業保険被保険者転出届受理通知書」においても転勤年月日として記録されており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで
私の夫は、昭和32年から39年までA社に継続して勤務していた。

しかし、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたD公共職業安定所作成の失業保険被保険者転出届受理通知書及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和34年10月1日に同社C営業所から同社E営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年8月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録において資格喪失日とされている昭和34年9月21日は、前述の失業保険被保険者転出届受理通知書においても転勤年月日として記録されており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同日を記録したとは考え難

いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。